



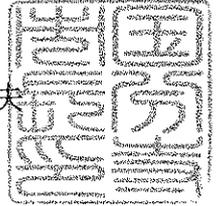
諮 問 第 1 号

令和 4 年 8 月 4 日

国分寺市国民健康保険事業の
運営に関する協議会

会長 内 藤 孝 雄 様

国分寺市長 井 澤 邦 夫



国民健康保険の運営について（諮問）

国民健康保険事業の運営について、国分寺市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 2 号）第 2 条及び国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則（昭和 34 年規則第 2 号）第 2 条の規定により、下記事項について審議いただきたく、諮問します。

記

- 1 国民健康保険税の課税限度額について
- 2 国民健康保険税の税率改定について

諮問内容の説明

1 国民健康保険税の課税限度額について

令和4年度の本市の国民健康保険税の課税限度額は、医療分630,000円、後期高齢者支援金分190,000円、介護保険分170,000円となっている。

地方税法施行令改正により、課税限度額は、医療分が650,000円（地方税法施行令第56条の88の2）、後期高齢者支援金分が200,000円（地方税法施行令第56条の88の2第2項）へそれぞれ変更されており、令和5年度からの本市の国民健康保険税限度額改定への意見を求める。

2 国民健康保険税の税率改定について

令和4年度の本市の国民健康保険税の税率は、医療分4.90%、後期高齢者支援金分1.51%、介護保険分1.13%となっている。

現在の国民健康保険特別会計の財政状況及び標準保険料率を踏まえ、令和5年度からの国民健康保険税の税率改定への意見を求める。